

業務委託仕様書

佐賀県が実施する佐賀県農業改良資金未収金回収業務委託について下記のとおり仕様を定めるものである。佐賀県を以下「甲」、受託者を以下「乙」という。

第1 委託業務名

佐賀県農業改良資金未収金回収業務

第2 業務の目的

佐賀県農業改良資金未収金の債務者、連帶債務者及び連帶保証人（以下「債務者等」という。）に対する回収業務を高度な専門的技術や経験を有する事業者に委託することにより、その回収を促進し、佐賀県における未収金債権の縮減を図る。

第3 業務期間

契約締結日から令和11(2029)年3月31日(金)まで

第4 委託する債権の範囲

- 1 回収を委託する未収金債権は、原則として債務者等の全てに督促を行ってもなお履行されないもののうちから甲が指定する債権を対象とする。
契約締結時点での委託見込額等は次のとおりとする。

委託見込額	約40,000,000円
債務者等	約20人
- 2 委託期間中において、甲は隨時、未収金債権の回収を追加委託することができ、乙はこれを受託しなければならない。
- 3 乙は、債務者等に対して、未収金債権がゼロ円になるまで回収に努めなければならない。
- 4 委託期間中において、甲において以下の理由があるときは、書面（様式1）の提出をもって、未収金債権回収の委託を一時停止又はとりやめることができる。
 - ① 当該債権について不能欠損処理を行うとき
 - ② 当該債権について債務者等において債務整理がなされたとき
 - ③ その他、乙に委託することが適さないと判断されたとき

第5 委託事務の範囲

- 1 乙が実施する主な未収金回収業務
 - (1) 文書・電話による催告及び交渉
 - (2) 集金業務
 - (3) 連絡先不明の債務者の調査
 - (4) 訪問調査（居住確認調査）
 - (5) 債務者等の債権回収計画の策定
※計画の策定にあたっては、甲と協議し、承認を受けること
 - (6) 必要に応じて甲と協議のもと法的手続の実施
- 2 未収金債権に係る情報の受け渡し等
 - (1) 契約後甲は、知り得る債務者等の住所、氏名、未収金債権額等、収納に必要な事項を乙に通知する。
 - (2) 甲は、委託後、債務者等に係る新しい情報を入手した場合には、速やかに乙に通知するものとする。
 - (3) 乙は、甲より提供を受けた資料については、善良なる管理者の注意をもって管理、

保管するものとする。

- (4) 乙は、甲から新たに未収金債権の回収を受託した場合、当該債権に係る債務者等に對し、債権管理回収業務を甲から受託したことを文書により周知しなければならない。
- (5) 乙は、受託した未収金債権の回収記録、債務者等とのやりとりの記録、債務者等の最新の住所、連絡先等に係る情報等を整備すること。

3 未収金回収に係る報告業務

- (1) 乙は、甲に対して、当月の回収結果を、原則、翌月 10 日までに報告（様式 2）しなければならない。
- (2) 乙は、甲から債務者等の住所、連絡先等の個別情報、未収金回収状況等について報告を求められた場合、応じなければならない。
- (3) 乙に委託した未収金債権において、乙を経由することなく、債務者等から直接、甲に納入があった場合、甲は書面（様式 3）により乙に通知することとする。

4 回収した未収金の甲への払込業務

- (1) 乙は、当月回収した金銭を、甲が発行する納付書により、翌月末日までに納入しなければならない。
- (2) 乙は、回収した金銭を甲に納入するまでの間、確実な方法により保管しなければならない。

5 甲への助言業務

- (1) 乙は、甲において実施する未収金回収についての有意義な情報等がある場合、適宜助言しなければならない。
- (2) 乙は、甲の求めに応じ、必要な助言を行わなければならない。

第 6 実施体制

- 1 乙は、本業務の実施にあたり、必要十分な専門知識と経験を有する者を業務従事者として配置すること。
- 2 乙は、甲との連絡窓口となる担当者を甲に届け出ること。当該担当者は、本業務に係る業務従事者、進捗状況、問題点等を常に把握し、甲から本業務の実施状況等の問い合わせに対し、速やかに返答を行うこと。

第 7 留意事項

1 守秘義務

乙は、本業務を履行する上で知り得た情報については、第三者に漏らしてはならない。

2 個人情報の保護

乙は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。また、個人情報の取扱いについては、甲の定める「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

3 再委託等の制限

乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、本業務の一部を第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ甲に対して書面により再委託の内容、再委託先（商号又は名称）等必要事項を報告し、承諾を得なければならない。

4 苦情処理

委託業務に関する苦情は、乙において対応すること

5 法令遵守

乙は、良識ある行動と善良なる態度で業務を実施するとともに、債権回収業務に関する特別措置法、弁護士法、貸金業法、県条例等を遵守すること。

6 安全確保及び損害賠償

- (1) 乙は、安全の確保に万全を期すること。
- (2) 業務の実施にあたり、乙が損害を受けても、甲は補償しないこと。
- (3) 乙は、債務者等、第三者に損害を与えないように注意すること。
- (4) 乙の故意又は過失により甲、債務者等又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償すること。

7 検査

- (1) 甲は、委託業務の履行状況を確認するため、いつでも立入検査を行うことができる。
- (2) 甲は、委託業務終了後速やかに完了検査を実施する。

8 契約解除の条件

甲、乙のいずれにも契約解除権を設定する。その要件については、契約協議時に、契約書上に定めることとする。

(例：法務大臣の許可を取り消された場合、予算の減額による場合等)

9 本業務の引継ぎ

乙は、本業務に係る契約の終了に伴い、第三者に業務（本業務により取得した情報を含む。）の引継ぎを行う必要が生じたと甲が判断した場合は、甲の指示を仰ぎながら、事前に必要な措置を講じるとともに、第三者に対して円滑な引継ぎを行うものとする。なお、具体的な内容については、甲と乙の協議によることとする。

(様式1)

文書番号
日付

様

佐賀県生産者支援課長

(一時停止・委託中止) 依頼書

下記、委託中の未収金債権について、以下の理由から (一時停止・委託中止) の事務処理を行ってください。

記

氏名	
管理番号（貸付決定番号）	
受託者管理番号	
理由：	

(様式2)

委託収納額計算書

年 月 日から
年 月 日まで (日間分)
振込年月日 年 月 日

佐賀県生産者支援課長 様

収納業務受託者 (直接入金業務執行者)

住所

法人名

納入金額	納入指定期限	納入済年月日	収入の目的	貸付決定番号	納入義務者 住所氏名	備考

(様式3)

事務連絡
日付

様

佐賀県生産者支援課農林水産金融担当

受託者外からの債権者等入金報告書

入金日 月／日	受託者管理番号	氏名	入金額	管理番号 (貸付決定番号)
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
		合計		